

2023年8月23日

エコマーク商品類型 No.164「海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品 Version1.0」の部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

本商品類型は、海洋に流出してしまったプラスチックごみを回収してリサイクルする取り組みを推進することで、消費者などの意識を向上させ、プラスチックごみの適正処理を促し、海洋プラスチックごみ自体をなくすことにつなげることを目的に、再生プラスチックの中でも海洋プラスチックごみ、および海域で使用され、不適切な排出が直接的に海洋プラスチックごみにつながるリスクが高く、リサイクルが進んでいない漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品に特化した認定基準として、2021年2月に制定した。制定当初の方針として、製品を開発する事業者の取り組み、および海洋プラスチックごみ問題に関する消費者の意識の継続的な向上を図ることを優先し、他のエコマークの商品類型に該当する製品であっても本商品類型で申込を行うことができることとし、また、認定基準を検討する際に参照した商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」の適用範囲「製品全体の重量に対するプラスチックの重量が50%以上である製品」の要件も設定しなかった経緯があるが、機能別に認定基準を設定し、環境負荷低減に資する商品を認定するエコマーク制度の趣旨に鑑み、商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」と同様に、プラスチック製品を認定する適用範囲に改定を行う。

2. 改定箇所 (追加：下線部)

2. 適用範囲

海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用したもので、製品全体の重量に対するプラスチックの重量が50%以上である製品。

なお、本認定基準を満たす商品は、他のエコマークの商品類型に該当する製品であっても、本商品類型で申込を行うことができる。

3. 改定日： 2023年9月1日

以上